江南市文化財保護委員会の会議傍聴のルール

江南市文化財保護委員会の会議は、一般の方にも公開しています。傍聴を希望する方（以下「傍聴人」といいます。）は、次の事項を守ってください。

１．傍聴の手続き

（１）傍聴についての事前の申し込みは必要ありません。

（２）傍聴人については、会議開始時刻２０分前から５分前までに受付してください。原則、先着順で決定いたしますが、必要に応じ抽選その他の方法により決定する場合もあります。

（３）傍聴人は、受付簿に氏名、年齢及び住所を記入の上、係員の指示に従って入場してください。

（４）傍聴人は、会議の途中での入退室は、原則できません。

※会議の一部を聞いて全体を判断してほしくないため。

また、再入室の確認作業が必要になるため。

２．傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を必ず守ってください。

（１）会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。

（２）のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。

（３）談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（４）会場において飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びていると認められる方は入場できません。

（５）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

（６）携帯電話その他電子機器の音が出ないようにすること。

（７）その他会議の運営に支障となる行為をしないこと。

３．会議の秩序の維持

（１）上記２のほか、傍聴人は、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴人が以上のことを守られない場合は、退場していただきます。

（３）会議の秩序維持が困難な場合は、傍聴の中止その他必要な措置をとります。

４．その他

（１）提供する会議資料に江南市情報公開条例第７条各号の規定に該当する情報が含まれている場合は、会議資料の返却を求めますので、必ず返却してください。

（２）公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合などは、会議中であっても、会議を途中で非公開とする（傍聴を中止する）場合があります。

（３）このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長及び委員で定めることとします。